

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域経営体等

事業名	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	農山漁村の経済社会を支えていく個別経営体や集落営農組織などの地域経営体の経営発展や、地域貢献に向けた取組を支援する。			
事業の趣旨	青森県型地域共生社会の実現に向け、地域経営体のレベルアップを図る取組を支援するとともに、「地域経営」の仕組みの確立に向けたモデル集落及びそれを伴走支援する中間支援組織の育成に取り組む。	予算額(千円)	64,827	
		内訳	国	—
			県	64,827
			その他	—
事業の内容等	<p>1 地域貢献型マネジメント定着事業 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 (1) 連携・協働の場づくり（必須） (2) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり（必須） (3) 個別経営体及び組織経営体の育成 (4) 新規就農者の育成・確保 (5) 地域資源の発掘・活用 (6) 地域支援サービスの推進 (7) 地域コミュニティの再生・強化</p> <p>2 地域貢献型経営体レベルアップ推進事業 地域経営体等の地域貢献の取組及びそれに向けた経営発展の取組を支援 (1) 地域貢献の取組 新規就農支援、移住定住対策、コミュニティの活性化、生活支援サービス（育児支援、買物支援、高齢者見守り等）、教育・福祉活動（障がい者等の就労促進等）、地域資源・生産基盤・伝統文化の保全、環境保全活動、交流人口拡大等 (2) 経営力強化の取組 新作物・ICTの導入、雇用の拡大、販路開拓等</p> <p>3 中間支援組織支援型モデル集落育成事業 NPO等の伴走支援によるモデル集落の育成、集落支援マニュアルの作成、研修会の開催及び有識者によるサポート等 《事業実施主体》 1 地域協議会等 2 地域経営体等 3 県</p>	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助限度額 2,000千円/ 地域	
			ソフト定額 ハード 1/2	補助限度額 通常分 ソフト 1,000千円 ハード 1,500千円 特認分 ソフト 2,000千円 ハード 2,500千円
【採択要件】 1及び2については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和3～5年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等ができる。

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和5年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	畜産経営基盤の継承支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者と継承希望者のマッチング支援を行い、円滑な継承につなげる。 また、畜産業へ関心のある人財に対して就業体験を実施する。			
事業の趣旨	酪農及び肉用牛経営は、「高齢化・後継者不在」を理由に離農が進んでいる。一方、畜産は経営を開始するための初期投資が高額で新規参入のハードルが高いことから、新規就農希望者と経営継承希望者のマッチング支援を行う。 また、将来の畜産人財（学生やUIターン希望者など）に対し、畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。	予算額(千円)	5,697	
		内訳	国	
			県	5,697
			その他	—
事業の内容等	1 継承支援の体制整備 (1) 継承に係る情報の収集 ア 県における継承支援の先進地調査 (2) 体制の整備及び継承支援 ア 関係機関と連携した継承支援体制の整備 イ 就農フェア等における継承希望者の呼び込み ウ 継承希望者と移譲希望者のマッチング 2 本県畜産業の体験機会の提供 (1) 将来の畜産人財に対する現場見学研修の開催 小中学生及び高校生、県営農大学校生等、UIターン希望者向け研修 (2) インターンシップの実施 就農希望者に対するインターンシップの募集及び実施	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	東青地域新規就農サポート強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者が農業を生業として地域に定着できるよう、経営者として必要な知識の早期習得と東青地域の主要品目を主体とした所得確保に向け、支援を強化する。			
事業の趣旨	東青地域では、最近10年間で農業経営体数の減少や高齢化が進行しており、新規就農者は貴重な担い手として期待されている。しかし、非農家出身者が多く、生産基盤の脆弱さに加え、農業経営の知識が乏しく、農業所得が低い。このため、支援体制を強化し、栽培技術や経営管理能力向上のための支援を行い、所得向上を図る。	予算額(千円)	3,120	
		内訳	国	—
			県	3,120
			その他	—
事業の内容等	<p>1 就農希望者の資質向上と支援体制の強化</p> <p>(1) 就農希望者の資質向上</p> <p>ア 農業経営、営農計画等に関するセミナーの開催</p> <p>(2) 就農支援のための体制強化</p> <p>ア 東青地域新規就農者支援会議の開催</p> <p>イ 研修受入農家などへのコーチング等の研修実施</p> <p>ウ 就農支援の先進地事例調査の実施</p> <p>2 新規就農者のスキルアップ</p> <p>(1) 栽培技術・経営管理能力向上のための支援</p> <p>ア 東青版「新規就農者向け営農指南書」の作成</p> <p>イ 新規就農者指導拠点ほの設置と研修・交流会の開催</p> <p>ウ 新規就農者自らが企画立案した先進地調査への支援と調査結果の報告</p> <p>(2) 販売能力向上のための支援</p> <p>ア 模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>県（東青地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 就農希望者向けセミナーの開催</p> <p>2 東青地域新規就農者支援会議の開催</p> <p>3 研修受入農家などへの研修実施</p> <p>4 就農支援の先進地事例調査の実施</p> <p>5 東青版「新規就農者向け営農指南書」の内容検討</p> <p>6 新規就農者指導拠点ほの設置と研修・交流会の開催</p> <p>7 新規就農者による先進地事例調査への支援と調査結果報告会の開催</p> <p>8 模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通017-734-9990)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 /
	6次産業化の推進 担い手の育成	スマート農業 加工・販売促進 / 地産地消 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別		県

事業名	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	下北地域の夏秋いちご産地を担う新規就農者に対し、各種研修等をとおして栽培技術力、経営管理能力、そして販売力の向上を図るとともに、農地の確保や就農後の営農相談受入などのサポート体制を整備する。			
事業の趣旨	新規就農者の増加により下北地域の夏秋いちごの作付面積は増加しているが、産地として継続して発展させていくため、新規就農者の技術力、経営力の強化を早期に図るとともに、市町村等と連携したサポート体制を整備する。 また、産直市「しもきたマルシェ」での販売活動や、インターネット販売等の実践をとおして販売力の強化を図る。	予算額(千円)	2,125	
		内訳	国	—
			県	2,125
			その他	—
事業の内容等	1 新規就農者のサポート体制の強化 (1) 新規就農者「農業力」強化推進会議の開催 市町村等と連携し、新規就農者の耕作に適した農地のリストアップや第三者承継等の取組を推進 (2) 経営力強化研修の開催 (3) 新規就農アドバイザー（農業経営士2名）による通年での相談活動の実施 (4) 非農家からの新規参入者も対象とした「しもきた新規就農ハンドブック」の作成・配布 2 新規就農者による「夏秋いちご」の産地力強化 (1) しもきた「夏秋いちご」レベルアップ研修会の開催 栽培技術、スマート農業、先進地視察等の研修の実施 (2) スマート農業試験展示ほの設置 ICT機器（自動施肥・かん水システム）を活用した施肥省力化技術の確立とマニュアルの作成・配布 3 新規就農者の販売力向上 (1) SNS等を活用した情報発信研修会等の開催 (2) 産直市「しもきたマルシェ」での販売活動や、インターネット販売の実践による販売力強化 《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和3～5年度	担当	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0175-22-8581、内線232、288)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備などに対して助成する。			
事業の趣旨	野菜・花き産地の所得向上と産地力の強化を図るため、労働時間の削減等の省力化に向けた植付機や収穫機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等の導入及び施設栽培新規取組者に対するパイプハウスの導入を支援する。	予算額(千円)	22,400	
		内訳	国	—
			県	22,400
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 (1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等 (2) 施設園芸型 パイプハウスの導入（1㎡当たり5,592円（税抜、資材費のみ）を上限） 《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		1/4以内	—	
【採択要件】 1 補助対象品目は、指定産地・特定産地の野菜、「青森県花き振興方策」に掲げる重要品目・地域振興品目、冬の農業の推進品目、加工・業務用野菜とする。 2 省力化型の場合 (1) 作業時間を10%以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ha、施設栽培はおおむね1ha以上の産地であること (2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること 3 施設園芸型の場合 (1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること (2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3a以上であること (3) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30a以上かつ導入するハウスが1棟あたりおおむね330㎡以上であること				
実施期間	令和3～5年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5080、直通017-734-9485）	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積	地域の活性化 新規就農 / 法人化 / 集落営農 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	地域計画策定推進緊急対策事業（国庫・新規） 【地域計画策定推進緊急対策事業】			
アピールポイント	農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定を支援する。			
事業の趣旨	地域の農業者等の話し合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿等を明確化する地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に向けた取組を支援し、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図る。	予算額(千円)	39,256	
		内訳	国	39,256
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 市町村推進事業 地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援 （１）地域の農業者等による協議の場の設置等 ア 協議の場の設置に係る調整等 イ 協議の実施 ウ 協議の結果の取りまとめ・公表 （２）地域計画の策定等 ア 地域計画の策定 イ 関係者への説明会等の開催 ウ 地域計画の周知及びフォローアップ 2 農業委員会推進事業 地域計画のうち目標地図の素案の作成を支援 《事業実施主体》 市町村、農業委員会	補助率	標準事業費	
		定額	—	
実施期間	令和５～６年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 新規就農 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 農業法人	

事業名	農業経営・就農支援体制整備推進事業（国庫・継続） 【農業経営・就農サポート推進事業・農業経営高度化支援事業】			
アピールポイント	農業経営の法人化、円滑な経営承継、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題について、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士、農業経営士等の登録専門家から無料でアドバイスを受けられる。			
事業の趣旨	関係機関と連携して農業経営及び就農等希望に関する相談・支援体制を整備し、農業者及び就農等希望者に対する経営相談・診断、課題に応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別支援を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承ほか、新規就農及び新規就農者の早期定着・促進を図る。	予算額(千円)	11,584	
		内訳	国	11,491
			県	93
			その他	—
事業の内容等	1 農業経営・就農サポート推進事業 (1) 実施体制の整備（農業経営・就農支援センターの設置） 相談窓口の設置、センター運営会議・経営戦略会議の開催、経営・就農専属スタッフの配置、専門家の登録等 (2) 経営サポート活動 ア センター運営会議において、重点支援対象者を決定し、経営専属スタッフによる経営診断後、経営戦略会議で農業者毎の経営戦略（伴走型支援計画等）を策定 イ 専門家等から構成される支援チームを編成し、伴走型支援を実施 ウ 相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 エ 経営相談会、経営セミナー等の実施 (3) 就農サポート活動 ア 就農希望者等からの相談対応 イ 就農に関する情報提供等 (4) 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動 重点支援対象者の掘り起こし、人材確保推進活動（就農希望者等へのPR・情報提供）、研修会・相談会の開催等 2 農業経営高度化支援事業 農業経営・就農サポート推進事業等による経営診断を受けて、事業実施年度又はその前年度に法人化した経営体（集落営農組織を除く）の法人化に係る取組に対する補助 要件：適切な就業規則を整備し、法人設立後、当該補助金交付年度において、雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又は7か月以上の期間を定めた者を雇用していることほか	補助率	標準事業費	
		—	—	
		定額	1取組当たり25万円	
【採択要件】 1 管轄の農業普及振興室に重点支援対象者となる旨の同意書を提出すること。 2 重点支援対象者は経営診断に必要な直近3か年分の確定申告書（損益計算書、貸借対照表など）の写しを提出すること。				
実施期間	令和3～5年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058・5059、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	あおもり新農業人サポート事業のうち 非農家出身者再チャレンジ支援事業（県単・継続） 及び青森県新規就農メンター制度			
アピールポイント	非農家出身の新規就農者が経営改善の取組を行う場合、支援を受けられるほか、農業経営で悩んでいる非農家出身の就農希望者や就農初期の農業者等が、県が認定したメンターから助言を受けられる。			
事業の趣旨	<p>非農家出身者は、経営基盤がぜい弱で、就農時点で予期できなかったトラブルに直面し、所得が低迷することが多い傾向にある。</p> <p>このため、非農家出身の新規就農者の経営改善に向けた取組に対して支援し、所得の向上を図る。</p> <p>また、優れた農業経営を実践している非農家出身の農業者をメンターに認定し、課題を抱える非農家出身の就農希望者等に派遣して実践的なアドバイスをすることで、早期の経営安定化を図る。</p>	予算額(千円)	10,987	
		内訳	国	—
			県	10,987
			その他	—
事業の内容等	<p>1 非農家出身者再チャレンジ支援事業 非農家出身の新規就農者が行う経営改善に要する経費を支援 《事業実施主体》 就農3～6年目の非農家出身の新規就農者</p> <p>2 青森県新規就農メンター制度 (1) メンターの概要 トマト、りんご、野菜などを栽培する15名 (2) 就農メンターの主な役割 ア 就農希望者に対する青年等就農計画作成等に当たっての助言指導 イ 新規就農者の育成に当たっての助言指導 ウ 県の主催する就農相談会や各種研修会への協力 エ 市町村との連携活動</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内 (100万円以内)	200万円以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 非農家出身者再チャレンジ支援事業 (1) 青森県内で農業を営む非農家出身（青年等就農計画で「新たに農業経営を開始」に該当する者）の独立自営就農者であること。 (2) 応募時において、国の農業次世代人材投資事業の経営開始型の支援を受けている又は受けていた就農3年目から6年目の者であること。 (3) 青年等就農計画に定めた所得目標が未達成であり、達成に向けて経営改善が見込まれる者であること。</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練
実施主体別	県 / 市町村 / 公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	新規就農者育成総合対策事業（国庫・継続）			
アピールポイント	就農初期の機械・施設等の導入等を補助するほか、新たに農業経営を開始する者及び就農のための研修を受ける者に対して資金を交付し、就農及び就農後の早期定着・経営安定化を支援する。			
事業の趣旨	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、経営が不安定な就農直後及び就農前の研修期間の所得を確保するための資金を交付する。	予算額(千円)	976,629	
		内訳	国	853,004
			県	123,625
			その他	—
事業の内容等	<p>1 経営発展支援事業 機械・施設、家畜の導入、果樹・茶改植、リース料等に要する経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：認定新規就農者（就農時、原則50歳未満） ・支援額：補助対象事業費上限1,000万円 <p>※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円</p> <p>2 経営開始資金 新たに農業経営を開始する者に対して資金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：認定新規就農者（就農時、50歳未満） ・支援額：年間最大150万円 ・交付期間：最長3年間 <p>3 就農準備資金 営農大学校や（公社）あおもり農業支援センター等の県が認める研修機関で、就農のための研修を受ける者に対して資金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：就農希望者（就農予定時、50歳未満） ・支援額：年間最大150万円 ・交付期間：最長2年間 <p>（将来の農業経営ビジョンとの関連性が認められて、国内での最長2年間の研修後に海外研修を行う場合は、交付期間を1年間延長）</p>	補助率	標準事業費	
		3/4以内	上限1,000万円もしくは500万円	
		定額 10/10	1人当たり最大1,500千円/年	
定額 10/10	1人当たり最大1,500千円/年			
実施期間	令和4～13年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	農協等	

事業名	酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（国庫・継続）			
アピールポイント	酪農ヘルパーの人材育成や傷病時利用の円滑化により、酪農経営におけるゆとりの創出を図る。			
事業の趣旨	酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進するため、酪農ヘルパー利用組合等が行う以下の取組に対して支援する。 ※国が（独）農畜産業振興機構を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 (1) 酪農ヘルパーを育成するため、技術研修への参加促進や実践研修手当の交付等 (2) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動 (3) 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役支援 (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許や資格取得 (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催等 (6) コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保 (7) 学生を対象としたインターンシップの実施 (8) 内定者を対象とした就業前研修の実施 2 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化 傷病時にヘルパーを一定期間継続的に利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施 3 酪農ヘルパー利用組合の強化等 (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発等のための推進協議会の開催 (2) 利用組合の収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等 (3) ヘルパーの傷害補償・損害賠償保険の加入促進 (4) 家畜防疫対策に係る計画作成、防疫機器等の整備 (5) 事業推進のための地域独自の取組や指導等	補助率	標準事業費	
		定額または1/2以内		
		1/2以内		
		1/2以内		
【採択要件】 1 ヘルパー利用組合が要綱に定める事項を内容とする利用組合規約を作成すること。 2 酪農後継者は、研修終了後、酪農業に1年以上従事することが見込まれる者であること。 3 酪農業への新規就農を希望する専任ヘルパーであり、協議会等が適当と認める者。				
実施期間	令和5年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4816、直通017-734-9496)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	三八新規就農者定着支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者の早期の経営安定に向けて、関係機関等で情報交換と支援策の検討を行うとともに、栽培技術の向上やネットワークづくりによる新規就農者の所得向上を支援する。			
事業の趣旨	<p>三八地域では、近年、新規就農者が増加しているが、非農家出身者の割合が高い。非農家出身者は経営基盤が脆弱なことに加え、三八地域は経営耕地面積が小さいこと等、条件が不利なことから十分な所得を確保できていない。</p> <p>このため、関係機関等の支援体制の強化、新規就農者の栽培技術・経営管理のスキルアップや新規就農者間の情報交換の促進等により所得の向上を図る。</p>	予算額(千円)	1,980	
		内訳	国	—
			県	1,980
			その他	—
事業の内容等	<p>1 新規就農者支援体制づくり 新規就農者支援連絡会議を開催し、三八地域における新規就農者の確保・定着に向けた情報交換、支援策の検討、意向調査を実施</p> <p>2 新規就農者の所得向上への支援 三八地域特有の課題（経営面積が小さい、非農家出身が多い）を解決するため、新規就農者が取組可能な高収益作物の実証ほを設置するとともに、栽培技術や経営管理の研修を実施</p> <p>3 新規就農者のネットワークづくり 非農家出身の新規就農者が早期に地域に溶け込めるよう新規就農者同士の交流会や異業種・消費者等の交流の場としての三八ファーマーズマーケットを開催</p> <p>《事業実施主体》 県（三八地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 新規就農者支援連絡会議の開催</p> <p>2 新規就農者フォローアップセミナーの開催</p> <p>3 実証ほの設置</p> <p>4 実証ほの現地検討会・成果発表会の開催</p> <p>5 新規就農者交流会の開催</p> <p>6 三八ファーマーズマルシェの開催</p>				
実施期間	令和3～5年度	担当	三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 経営・担い手班 (代表0178-27-5111、内線221)	